

「徳島県広域避難体制推進事業」支援業務

仕様書

1 業務目的

南海トラフ巨大地震等の大規模災害発生時には、道路の寸断等による地域全体の孤立が想定され、被災市町村単独での避難所確保が困難となる事態が見込まれる。とりわけ、寝たきりの高齢者や医療的ケア児をはじめとする、一般の避難所では対応が極めて困難な要配慮者について、発災後、速やかに被災地外へ移送する円滑な2次避難体制の構築が急務となっている。

一方で、ホテル・旅館等を活用した2次避難所の確保や受入れ調整には、一定の時間を要する課題があることから、「助かった命をつなぐ」ため、被災地からの移送手順等を取りまとめるとともに、2次避難所へ移行するまでの間、医療・福祉関係者等による被災者ケアが行える一時的な「広域避難所」を県主導で開設・運営するための実践的なマニュアルを策定し、要配慮者の円滑な広域避難体制を確保することを目的とする。

2 業務期間

業務契約締結日から令和9年3月5日までとする。

3 業務内容

(1) 計画準備

本業務の目的及び特記仕様書の内容を十分に把握したうえで、業務全般に係る実施計画を策定すること。また、既存の調査資料等を精査・理解し、本業務の位置づけを明確にすること。

(2) 打合せ協議

発注者との打合せは、業務着手時、中間時及び成果品納入時の計3回を基本とする。ただし、業務遂行上必要が生じた場合は、随時実施するものとする。受注者は打合せ記録簿を作成し、発注者へ提出すること。なお、着手時及び成果品納入時の打合せには、原則として管理技術者が出席するものとする。

(3) 資料収集・分析及び詳細調査

本業務の実施に必要な以下の調査・分析等を行うこと。

- ・ 令和6年能登半島地震における1.5次避難の事例調査
(実施経緯、対象者の選定方法、市町村との情報連携、避難誘導、搬送調整、
1.5次避難所の開設・運営方法及び医療・福祉関係者をはじめとする関係者との
連携手法等)
- ・ 国のガイドラインや他自治体が作成した手引き等の比較・整理、及び本県の実情に基づく課題とニーズの抽出・整理
- ・ 2次避難先候補となる県内宿泊施設（客室数10室以上のホテル・旅館等）の基本情報（名称、所在地、連絡先、客室数、定員等）のリストアップ

(4) 広域避難所の候補地調査

- ・ 発注者と協議の上、想定する避難者の属性、収容人数等、広域避難所となる施設の要件を検討するとともに、南海トラフ巨大地震の被害想定に基づき、候補地に関する調査及び選定を行うこと。
- ・ 上記候補地の選定に当たっては、被災地の孤立に伴う空輸等の制約を考慮すること。
また、一般の避難所での滞在が困難な要配慮者を優先とする受入れを想定すること。

(5) 広域避難所の開設・運営に関するシナリオ・環境整備案の作成

- ・広域避難所の開設から実際の運営に至るまでの手順（医療・福祉関係者との連携による被災者ケアの具体的な実施手順を含む）を体系化したシナリオを作成すること。
- ・広域避難所のレイアウト設計及び運営に必要な資機材リストの作成を行うこと。

(6) 「広域避難の手引き」の素案作成

上記(3)～(6)の調査・検証結果を踏まえ、「広域避難の手引き」の素案を作成すること。本手引きには、広域避難を実施する際の基準、要配慮者の選定から避難の呼びかけ、想定避難方式ごとの被災地からの移送手順、広域避難所の開設・運営（医療・福祉関係者との連携による被災者ケア含む）に関する事項や、2次避難先の候補となる宿泊施設等のリストを整理して盛り込むこと。なお、本手引きは既存の「広域避難ガイドライン」とは異なり、要配慮者のための「実践的な広域避難マニュアル」として作成すること。

- ・素案には、県、被災市町村、関係機関等の各役割を明記すること。

(7) 対象者の推計及び搬送シミュレーション

- ・南海トラフ巨大地震の被害想定に基づき、孤立が想定されるモデル地域（海陽町）を対象とし、要配慮者数を推計すること。また、モデル地域における搬送待機場所の検討を行うとともに、具体的な搬送手段のリストアップを行い、広域避難所への搬送シミュレーションを実施すること。

(8) 報告書の作成

本業務の実施に関する基本方針、検討条件・方法、調査結果、手引きの素案（成果物）、関連資料等を整理のうえ、業務報告書としてとりまとめること。

(9) その他

本仕様書に定める事項、または定めのない事項について疑義が生じた場合は、遅滞なく発注者と協議し、その指示に従うものとする。

4 成果品

(1) 成果品

本業務の成果品として、以下の報告書等を作成するものとする。

報告書（A4 版印刷物）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部
報告書概要版（A4 版印刷物）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部
電子データ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 式

(2) 納品場所

徳島県万代町1丁目1番地
徳島県危機管理部防災対策推進課被災者支援推進室

(3) 納品期限

令和9年3月5日（金）

(4) 成果品の帰属

成果品に係る権利は、すべて徳島県に帰属するものとし、許可無く公表、貸与、使用してはならない。